

## 教科指導支援事業【小規模校連携モデル研究】実施要項

### 1 趣 旨

一人の教員が全学年の教科指導を担当している小規模の中学校における学力向上に当たり、教科研究推進員を配置し、本務校、兼務校及び連携校による定期的な合同教科会を開催し、日常的な授業改善の取組の充実と授業力の向上のための体制づくりを促進する。

※本事業における教科研究推進員を配置する学校を「本務校」、兼務する学校を「兼務校」とし、定期的に兼務校でも勤務するものとする。本務校及び兼務校以外で、合同教科会に参加する学校を「連携校」とする。

### 2 委託期間

委託を行った日からその日の属する年度の3月19日までとする。なお、事業の継続や拡大を希望する場合は、協議により県は指定の延長を認めることができる。

### 3 事業の委託及び実施

- (1) 事業は岡山県（以下「県」という。）が、市町村に委託して実施する。
- (2) 市町村（組合）教育委員会（以下「市町村教委」という。）は、「4 研究内容」に基づき、事業計画書（様式1）、事業費積算表（様式2）及び収支予算書（様式3）を作成の上、所定の期日までに県教育委員会（以下「県教委」という。）に提出するものとする。県教委は、提出された事業計画書等を審査し、事業を行う中学校（以下「指定校」という。）を指定する。
- (3) 市町村に対する委託料の額は、100千円を上限額とする。また、委託費の用途は、報償費、旅費、需用費、役務費及び備品費とする。
- (4) 市町村教委は、事業計画を変更しようとするときは、事業計画変更届（様式4）及び積算基礎額変更届（様式5）を作成し、速やかに県に提出し承認を受けるものとする。ただし、委託料の総額の20%以内の額を流用する場合は、この限りでない。
- (5) 委託費の収入及び支出に当たっては、他の経費と区分して帳簿を備え、領収書等の証拠書類を整理し、経理の状態を明らかにし、本事業を実施した翌年度から5年間保存することとする。
- (6) 県は、市町村が本事業の実施に当たり不正もしくは不当な行為をしたとき、または委託事業の遂行が困難であると認めたときは、委託契約を解除し、委託費の全部または一部について返還を命じることができる。

### 4 研究内容

- (1) 指定校が必ず取り組むもの
  - ア 効果的な合同教科会の構築・実施（実施方法、内容等）
  - イ 指定校による組織的・協働的な授業改善の方向性の確立
  - ウ 学力向上のための学習指導要領を踏まえた授業づくり
  - エ 授業力向上のための持続可能な体制づくり
- (2) 市町村や指定校の実態に応じて取り組むことができるもの
  - ア 指定校で統一して取り組む学力向上のための取組及びOJTの充実
  - イ 市町村全体で実施する活動や研修会等の企画・運営

### 5 実施内容

- (1) 指定校においては、「4 研究内容」に基づき、次のことを行う。
  - ア 「小規模校連携モデル研究」に取り組む教科の選定  
指定校は、5教科〔国語・社会・数学・理科・外国語（英語）〕の中から1教科以上で本研究に取り組むこととする。
  - イ 合同教科会の計画及び実施  
選定した教科において、合同教科会を原則として週1回実施することとし、学習指導要領を踏まえた教材研究や系統性を意識した指導方法の研究、学力分析や

定期テスト等の検討を行う。なお、合同教科会の実施については、教科会進捗管理表により計画的に実施する。

ウ 組織的・協働的な授業改善

教科研究推進員は、指定校による組織的・協働的な合同教科会の実施やOJTの充実を図り、教員の授業力の向上や授業改善の取組を進める。

エ 県教委が主催するフォーラムにおける成果の普及

小規模校における授業力向上について考えるフォーラムにおいて、別に指定する方法により成果を普及する。

オ 先進校視察や指定校相互の連携

先進校視察や指定校同士の情報交換等を踏まえ、研究体制の在り方について見直しを図りながら、指定校の連携強化や合同教科会の発展に努める。

カ 定量的な研究成果の検証

全国及び県学力・学習状況調査、学力定着状況確認テスト、学校評価、授業力アンケート等の結果を分析し、選定教科の授業改善や組織力の強化につなげるとともに、データに基づいて定量的に研究成果を検証することにより、授業力向上のための持続可能な体制づくりにつなげる。また、県教委の求めに応じて、取組事例や各種データ等を提供する。

(2) 取組計画書等の作成

本務校は、県教委が別に指定する期日までに取組計画書及び合同教科会進捗管理表を作成し、指定校を所管する市町村教委を通じて県教委に提出する。

(3) 取組報告書等の作成

本務校は、県教委が別に指定する期日までに取組報告書及び合同教科会進捗管理表を作成し、指定校を所管する市町村教委を通じて県教委に提出する。

(4) 小規模校連携アドバイザー等の派遣

県教委は、「小規模校連携アドバイザー」を指定校に月2回程度派遣（オンライン派遣を含む。）し、合同教科会等の充実に向けた指導・助言を継続的に行う。また、県教委及び市町村教委の指導主事による指導・助言を行い、実践研究の充実を図る。

## 6 成果の普及

- (1) 市町村教委及び指定校においては、県教委主催のフォーラム、各種協議会、自校のホームページ等を通じて、積極的に情報発信を行い、取組成果の普及に努める。
- (2) 県教委においては、取組や成果等を県内の市町村や学校等に積極的に普及する。なお、県教委は、取組や成果の普及のために必要な資料の提供を市町村教委に求めることができる。

## 7 事業実績報告等

市町村教委は、各年度の委託期間終了後、県教委が別に指示する期日までに、事業実施報告書（様式6）、事業費決算報告書（様式7）及び精算払請求書（様式8）を提出する。

## 8 その他

- (1) 県教委は、必要に応じて、本事業の実施状況及び経理処理状況について実態調査を行うことができる。
- (2) この要項に定めのない事項で本事業の実施に必要な事項は、必要に応じて、県教委が別に定める。

### 附 則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。

この要項は、令和6年4月1日から施行する。

この要項は、令和7年4月1日から施行する。